農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業費補助金交付事務取扱要領

制定　令和６年(2024年)３月29日付け技普第1821号北海道農政部長通知

第１　趣旨

　農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業実施要領（令和５年11月29日付け5農産第2754号農林水産省農産局長通知。以下「実施要領」という。）別表２に掲げる事業の種類のうちスマート農業機械等導入支援のうち地域型サービス支援タイプ（以下「本事業」という。）に関する事業実施計画の承認及び変更手続並びに補助金の交付については、農業支援サービス事業緊急拡大支援事業費補助金交付等要綱（令和５年11月29日付け5農産第2753号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、実施要領、北海道補助金等交付規則（昭和47年４月１日付け北海道規則第34号。以下「規則」という。）及び北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年４月１日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用通達」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。なお、当該事業は原則間接補助事業として実施するものとする。

第２　補助金の交付申請書類

１　規則第３条の２の規定による補助金の交付申請は、規則第３条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、農政第１号様式（昭和49年４月１日北海道告示第809号に定める様式をいう。以下「農政第○号様式」において同じ。）の補助金等交付申請書に次に掲げる関係書類及び事業実施計画書の写しを添えて、市町村長又は事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が総合振興局長若しくは振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に対し行うものとする。

（１）補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）

（２）経費の配分調書（農政第18号様式）

（３）事業予算書（農政第20号様式）

（４）資金収支計画書（農政第32号様式）（申請者が市町村長の場合を除く。）

（５）農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業実施計画書（農政第229号様式）

２　補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たり各事業実施主体の納税対応状況について、別記第１号様式の納税対応状況申出書を併せて提出するものとする。

第３　補助金の交付申請額

補助金の交付申請は、本事業の実施に要する経費（以下「補助対象経費」という。）に実施要領に定める補助率等を乗じて得た額の範囲内で行うものとする。ただし、事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者に該当し、消費税等仕入控除税額の額が明らかなときには、補助対象経費に補助率等を乗じた額から、当該事業実施主体等及び助成対象者における消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額を合計した金額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減じた金額の範囲内で交付申請を行うものとする。

|  |
| --- |
| 補助金等交付申請額＝（補助対象経費×補助率等）－事業実施主体及び助成対象者における消費税等仕入控除税額 |

第４　補助金の交付の決定等の通知

１　総合振興局長等は、第２第１項の申請について規則第４条による調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第６条の規定による補助金の交付の決定の通知を、別記第２号様式に掲げる指令書により行うものとする。

２　総合振興局長等は、規則第６条第２項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、別記第４－１号様式により当該補助金の交付の申請者に速やかに通知するものとする。

３　総合振興局長等は、第２第２項の規定により納税対応状況申出書を提出した事業実施主体における消費税等仕入控除税額を減じずに補助金の交付の申請を行った場合には、第１項の指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。

（１）補助事業者は、規則第14条の実績報告（以下「実績報告」という。）を行うに当たって、各事業実施主体における消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

（２）補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により事業実施主体における消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第３号様式によりその金額（実績報告において、前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、当該補助金について、消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又は消費税等仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定があった日の翌年の５月31日までに、同様式により総合振興局長等に報告しなければなりません。

４　前項第２号のまた書の条件に基づき、補助事業者から報告があった場合は、総合振興局長等は、当該年の６月15日までに農政部長に報告するものとする。

５　総合振興局長等は、補助金の交付の決定に当たり、補助事業を概算払ができるものと認めた場合又は補助事業を遂行する上で周知させる事項がある場合には、指令書とともに別記第４－２号様式で補助事業者にその旨の通知をするものとする。

６　補助事業者が、事業実施主体に対し補助金を財源とする補助（以下「間接補助事業」という。）を行う場合にあっては、当該助成金の交付決定に当たって、別記第２号様式に定める条件と同一の条件を付すこととする。この場合にあっては、「（総合）振興局長」に代えて、市町村長名を記載するものとする。

第５　申請の取下げ

１　補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に不服があるときには、補助金の交付の決定の通知を受理した日から10日以内に、農政第22号様式の補助金等交付申請取下書を提出して申請を取り下げることができるものとする。

２　総合振興局長等は、補助金の交付の申請の取下げがあったときには、農政部長に報告するものとする。

第６　契約等

１　補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができるものとする。

２　補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、交付等要綱別記様式第２号により、農林水産省の機関（国土交通省北海道開発局を含む。）から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

３　間接補助事業を行う場合にあっては、当該助成金の交付決定に当たって、事業実施主体等に対し第１項及び前項に定める条件と同一の条件を付すこととする。

第７　事業の変更

１　補助事業者は、次に該当する変更において、総合振興局長等の承認を受けようとする場合には、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に第２に掲げる関係書類を添えて、申請を行うものとする。

（１）事業の内容の変更

ア　補助事業者の変更

イ　事業の中止又は廃止

ウ　成果目標の変更

エ　国庫補助金の増又は事業費の３割を超える減額

２　総合振興局長等は、前項の変更を承認するときには、別記第５－１号様式又は別記第５－２号様式の変更指令書で補助事業者に通知するものとする。

第８　事業の中止又は廃止

１　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、総合振興局長等に承認の申請を行うものとする。

２　総合振興局長等は、前項の中止又は廃止について承認するとき又は不承認のときには、別記第６号様式で補助事業者に通知するものとする。

３　総合振興局長等は、前項の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

第９　事業の執行の遅延又は不能

１　補助事業者は、補助事業が予定の期日までに完了する見込みがないとき又はその遂行が困難となったときには、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書に別記第７号様式の事業遂行状況報告書及び別記第８号様式の繰越等実施計画書（補助事業が当該年度内に完了しない場合に限る。）を添えて、速やかに総合振興局長等に報告し、その指示を受けるものとする。

２　総合振興局長等は、前項について補助事業者に事業遂行を指示するときには、別記第９号様式で行うものとする。

３　総合振興局長等は、前項の事業遂行（補助事業が当該年度内に完了しない場合に限る。）を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

第10　事情変更

１　総合振興局長等は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、規則第８条により次のいずれかの措置をとるものとする。

（１）補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し

次の様式で補助事業者に通知するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 取消しに係る部分の返還金なし | 取消しに係る部分の返還金あり |
| 全部の取消し | 別記第10－１号様式 | 別記第10－２号様式 |
| 一部の取消し | 別記第10－３号様式 | 別記第10－４号様式 |

（２）補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件の変更

別記第10－５号様式で補助事業者に通知するものとする。

２　総合振興局長等は、前項第１号の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第11　概算払

１　補助事業者は、概算払の申請をしようとするときには、農政第25号様式の補助金等概算払申請書に関係書類を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。

２　総合振興局長等は、概算払をすることと決定したときには、別記第11－１号様式で補助事業者に通知するものとする。

３　総合振興局長等は、運用通達第９条関係２の（４）の規定により資金不足が生じないと認められるときは、別記第11－２号様式により概算払をしない理由を付して補助事業者に通知するものとする。

第12　事業遂行状況報告

総合振興局長等は、規則第11条の規定により補助事業の遂行状況報告を必要とするときには、別記第７号様式の事業遂行状況報告書を補助事業者に提出させるものとする。

第13　事業の遂行の命令

１　総合振興局長等は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、別記第12－１号様式で補助事業者にその遂行を命ずるものとする。

２　総合振興局長等は、補助事業者が前項の命令に従わないときには、別記第12－２号様式で補助事業者に補助事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。

３　総合振興局長等は、補助事業者が前項の命令に従い是正措置を講じたときには、別記第12－３号様式で補助事業者に一時停止の解除を命ずるものとする。

４　総合振興局長等は、補助事業者が第２項の命令に従わないときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で補助事業者に通知するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 取消しに係る部分の返還金なし | 取消しに係る部分の返還金あり |
| 全部の取消し | 別記第10－１号様式 | 別記第10－２号様式 |
| 一部の取消し | 別記第10－３号様式 | 別記第10－４号様式 |

５　総合振興局長等は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第14　機械器具の導入完了

補助事業者は、機械器具の導入が完了したときには、別記第13号様式の補助事業に係る機械導入完了報告書に関係書類を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。

なお、間接補助事業における補助事業者は、事業実施主体から機械機器の導入完了の報告を受け、導入確認等を行い、別記第13号様式の補助事業に係る機械導入完了報告書に関係書類を添えて総合振興局長等に提出するものとする。

第15　実績の報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）又は道の会計年度が終了したときには、農政第28号様式の補助事業等実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。

また、実績報告書には、必要に応じて、支出伝票や領収書等、補助事業に要した経費の支出を証する書面の写しを添付させるものとする。

なお、道の会計年度が終了したときに行う実績報告書には、併せて別記第14号様式の補助事業遂行計画書を添付するものとする。

（１）補助金等精算書（農政第29号様式）

（２）事業精算書（農政第31号様式）

（３）農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業実績書（農政第229号様式）

第16　補助金の確定額

補助金の確定額は、補助事業に要した経費の実支出額と交付決定した補助対象経費（変更した場合は変更後の補助対象経費とする。）の額とのいずれか低い額に補助率等を乗じて得た額とする。

第17　額の確定

１　総合振興局長等は、規則第15条に定める額の確定を通知するときには、別記第15－１号様式で行うものとする。

２　総合振興局長等は、額の確定に伴い既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第15－２号様式で事業実施主体にその超過額の返還を命ずるものとする。

第18　交付状況の報告

総合振興局長等は、補助金の額を確定したとき又は道の会計年度が終了したときに行う実績報告書を受理したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、別記第16号様式の補助金交付状況報告書に第15の補助事業等実績報告書の写し１部を添えて、速やかに知事に報告するものとする。

第19　帳簿及び書類の備付け

　補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう次に掲げる書類を整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで保存しなければならない。

1. 法令等の許認可に関する書類
2. 補助申請及び補助金交付に関する書類
3. 契約書、承諾書等の事業実施に関する書類
4. 会計に関する書類
5. 財産管理台帳、その他必要な帳簿及び書類

第20　財産の処分

１　事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときには、総合振興局長等に対し、交付等要綱第24又は「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年５月23日付け20経第385農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところにより財産処分の承認申請を行い、その承認を得るものとする。

２　間接補助事業における事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、市町村長の承認を得るものとする。この場合において、市町村長は事業実施主体に対し財産処分の承認をしようとするときは、あらかじめ交付等要綱第24又は承認基準の定めるところにより財産処分の承認申請を総合振興局長等に提出し、その承認を得るものとする。

３　前二項の規定は、補助事業者が補助金の全部に相当する額を道に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数（国庫補助事業で大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める年数）に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

なお、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載してある場合は、次の条件により第４の補助金の交付決定通知をもって総合振興局長等の承認があったものとする。

（１）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

（２）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

４　総合振興局長等は、第１項及び第２項の申請に係る承認又は不承認については、別記第17号様式により事業実施主体に通知するものとする。

５　総合振興局長等は、前項の通知をするに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

第21　交付決定の取消し及び補助金返還

１　総合振興局長等は、第10及び第13の規定のほか、規則第17条により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（１）補助金等を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金等を使用しないとき。

（２）虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金等を過大に請求し、又は受領したとき。

（３）補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が事業実施主体に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

（４）規則第23条第１項の規定に違反したとき。

（５）前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

２　総合振興局長等は、前項について補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、次の様式で補助事業者に通知するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 取消しに係る部分の返還金なし | 取消しに係る部分の返還金あり |
| 全部の取消し | 別記第10－１号様式 | 別記第10－２号様式 |
| 一部の取消し | 別記第10－３号様式 | 額の確定前　別記第10－４号様式  額の確定後　別記第10－６号様式 |

３　総合振興局長等は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第22　特例措置

交付決定前着手については、次のとおり取り扱うものとする。

（１）補助事業の着手は、原則として、第４に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急、かつ、やむを得ない事情により、補助金の交付の決定の通知前に着手する必要がある場合には、補助事業者は、別記第18号様式の交付決定前着手届を総合振興局長等に提出するものとする。

（２）総合振興局長等は、前号により提出を受けた場合は、その必要性を検討の上、農政部長に報告するものとする。

第23　補助事業者に対する調査等

総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、規則第23条の２により補助事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

第24　事業実施後の措置

１　実施要領第９による事業実施状況報告について、補助事業者は、目標年度の翌年度の６月10日までに別記第19号様式及び農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを総合振興局長等に提出するものとする。

２　総合振興局長等は、前項の規定により提出を受けた事業実施状況報告書について、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標が立ち遅れたと判断した場合には、補助事業者に対し必要な措置を講じるとともに、その内容についても併せて６月末日までに農政部長に報告するものとする。

３　農政部長は、総合振興局長等に対し、前項の規定による報告以外に、必要に応じ、補助事業者ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

附　則（令和６年３月29日付け技普第1821号）

この要領は、令和６年３月29日から施行する。